

❖ 今回は、知っているようで、意外と知らない??
おかねに関する「こどもクイズ」をお届けします。
みんなは、おかねのこと、どのくらい知っているかな？

1かい3もん。
さいてんは岡根先生に
おまかせ！



◇もんだい1◇

銀行は預金をどうしているの？

- ① 借りたい人に貸し出す
- ② お札の番号を記録して、ぜんぶしまっておく
- ③ トンネルの中に入める



◆もんだい1のこたえ◆

① 借りたい人に貸し出す

銀行は、あずかった預金の多くを、借りたい人（ほとんどが会社です）に貸しだしています。借りたい人は、借りたいお金の利率をつけて銀行に返します。



◇もんだい2◇

ATMからはどうやってお金が出てくるの？

- ① うらで銀行の人が出している
- ② 毎日、ATMにお金をいれている
- ③ トンネルの中をお金がながれてくる



◆もんだい2のこたえ◆

② 毎日、ATMにお金をいれている

銀行では毎日ATMの機械にお金をいれて、預金の引き出しにきた方がお金を出せるようになっています。



◇もんだい3◇

銀行でお金をひきだすときに使うカードはどれ？

- ① クレジットカード
- ② 図書カード
- ③ キャッシュカード



◆もんだい3のこたえ◆

③ キャッシュカード

キャッシュカードは、預金を引き出すときに使うカードです。図書カードは、本を買うことができるカード、クレジットカードは、ものを買ったりしたときに、サイン等をして後からお金をはらうカードです。



2月号では「きんゆう」に関するクイズの続きを掲載する予定です。



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆不要品買い取りのはずが貴金属を買い取られた！？
- ◆消費者の権利と責任
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）



不要品買い取りのはずが貴金属を買い取られた！？

相談事例



「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「アクセサリや金貨はないか」と男性にせかされ、慌てて叔母の形見や亡夫からもらった指輪などの貴金属を出した。すると合計 1,200 円の明細書とお金を渡され、物品を持ち帰られた。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。

消費者庁イラスト集より

★アドバイス★

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問したりして勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人では対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口に相談しましょう。



消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



消費者の権利と責任

消費者と事業者との間には商品の内容などについて、情報の量や質に大きな差があります。そのため、消費者が安心安全に暮らすために事業者に情報を求めることは、消費者の当然の権利です。しかし、一方で、消費者にもトラブルにならないように情報をよく確認するなどの責任があります。

国際消費者機構では、消費者の8つの権利と5つの責任を提唱しています。また、「消費者基本法」の中でも、消費者の権利について定められています。

この権利と責任の考え方を理解して実践し、かしこく責任のある消費者になりましょう。

消費者の8つの権利

① **生活の基本的ニーズが保障される権利** 衣食住などの生活に必要なものが揃っている。

② 安全である権利

生命や健康に関わる危険な商品によって、消費者が被害を受けない。

③ 知らされる権利

商品の品質や内容などの情報をしっかり知ることができる。

④ 選択する権利

自分の意思で、自由に商品やサービスを選べる。

⑤ 意見が反映される権利

企業や行政などに意見を言ったとき、意見が反映されて対応策がとられる。

⑥ 補償を受ける権利

被害を受けて企業や行政に相談したとき、被害回復の対応策がとられる。

⑦ 消費者教育を受ける権利

被害や事故にあわないように、事前に学校や家庭で学ぶ機会がある。

⑧ **健康な環境で働き生活する権利** 健全な生活環境の中で働き、生活ができる。

消費者の5つの責任



消費者として責任を持とう！

① 批判的意識を持つ責任

広告などの情報をうのみにせず、商品の価格や品質に疑問や関心を持ちましょう。

② 自己主張し行動する責任

買った商品に問題があったら、企業や消費生活センターなどに相談しましょう。

③ 社会的関心への責任

自分たちの消費行動が、社会に与える影響を自覚して買い物を楽しみましょう。

④ 環境に与える影響を自覚する責任

商品を選ぶときは、原料や使い終わった後のことも考えましょう。

⑤ 消費者として団結し連帯する責任

ひとりでは弱い力も、集まれば大きな力になります。社会全体で協力して問題を解決しましょう。

宮城県消費生活センター公式 YouTube を始めました！！

宮城県消費生活センターのYouTubeチャンネルを作成しました！「みやぎの消費生活情報12月号」で紹介した「消費生活展」の動画を掲載していますので、ぜひご覧ください。

宮城県消費生活センター
YouTubeチャンネルはこちら！



年末年始の宮城県消費生活センター相談受付体制について

年末年始の消費生活センターの相談受付日は下表のとおりです。

月	火	水	木	金	土	日
12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2
1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9

★相談時間★

- ・印なし：9時～17時
- ・○印：9時～16時
- ・×印：休み



©宮城県・旭プロダクション

消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 平日 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

Facebook
はこちら！



ウェブフォームから
ご相談の受付が
できます。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪

